明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業一五）　一
○ガス関係報告規則（同一六）　四
○ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（同一七）　九
○ガス事業会計規則の一部を改正する省令（同一八）　九
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（同一九）　九
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（同二〇）　二五
○みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（同二一）　二四
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の全部を改正する省令（同二二）　二九
○ガス事業託送供給収支計算規則の全部を改正する省令（同二三）　一六
○電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令（同二四）　一四
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二五）　一七
〔告　示〕
○ガス事業生産動態統計調査票の様式等を定める件（経済産業五五）　一七
○ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件の一部を改正する件（同五六）　一九
○三年を超える期間についてガスの供給計画を作成する必要のある一般ガス導管事業者を定める件（同五七）　一九
○ガス事業法施行規則第五十三条第二項第十五号の規定に基づき、法第五条第一号、第三号及び第七号に適合することを説明する書類を定める件の一部を改正する件（同五八）　一九
○非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準の全部を改正する件（同五九）　一九
○化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準の全部を改正する件（同六〇）　一九
○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（経済産業・環境二）　一九

## 省　令

### ○経済産業省令第十五号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

**第一条**　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　ガス小売事業
第一節　事業の登録（第六条―第十二条）
第二節　業務（第十三条―第二十条）
第三節　ガス工作物
第一款　技術上の基準への適合等（第二十一条―第二十三条）
第二款　自主的な保安（第二十四条―第三十八条）
第三款　工事計画及び検査（第三十九条―第五十一条）
第三章　ガス導管事業
第一節　一般ガス導管事業
第一款　事業の許可（第五十二条―第六十三条）
第二款　業務（第六十四条―第八十八条）
第三款　ガス工作物
第一目　技術上の基準への適合等（第八十九条―第九十一条）
第二目　自主的な保安（第九十二条―第九十六条）
第三目　工事計画及び検査（第九十七条―第百十条）
第二節　特定ガス導管事業
第一款　事業の届出（第百十一条―第百十七条）
第二款　業務（第百十八条―第百三十条）
第三款　ガス工作物に係る規定の準用（第百三十一条）
第三節　導管の接続に係る努力義務等（第百三十二条―百三十四条）
第四章　ガス製造事業
第一節　事業の届出（第百三十五条―第百三十七条）
第二節　業務（第百三十八条―第百四十七条）
第三節　ガス工作物
第一款　自主的な保安（第百四十八条―第百五十二条）
第二款　工事計画及び検査（第百五十三条―第百六十六条）
第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業（第百六十七条―第百六十九条）
第六章　あつせん及び仲裁（第百七十条）
第七章　指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関
第一節　指定試験機関（第百七十一条―第百八十五条）
第二節　登録ガス工作物検査機関（第百八十六条―第百九十六条）
第八章　雑則（第百九十七条―第二百十九条）
附則